神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（整備基準）の見直しについて

１　これまでの経緯

（１）「福祉の街づくり条例」の制定まで

　　・昭和56年　「身体障害者等の利用を考慮した施設整備基準」制定（県立施設を対象）

・昭和57年　「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進指針」制定（市町村、民間施設、道路、公園も対象）

・昭和63年　「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進要綱」制定（事前協議制度の導入）

・平成 ２年 「神奈川県建築基準条例」制定（全国に先駆けて福祉的配慮の基準を盛り込む）

（２）「神奈川県福祉の街づくり条例」の制定、施行規則改正

　　・平成 ６年　「ハートビル法」制定（障がい者等が円滑に利用できる建築物の整備を促進）

・平成 ８年　「神奈川県福祉の街づくり条例」制定（従来の指針・要綱を条例化、ハートビル法との整合性を確保）

・平成12年　「交通バリアフリー法」制定（障がい者等の公共交通機関による移動の利便性・安全性向上）

・平成14年　「神奈川県福祉の街づくり条例施行規則」改正（事前協議対象拡大、整備基準見直し、交通バリアフリー法との整合性確保　等）

（３）「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に改称

　　・平成18年　「バリアフリー法」制定（ハートビル法と交通バリアフリー法を統合、条例による拡充強化（法委任規定化）等）

・平成20年　「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に改称（整備基準見直し、法委任規定の追加、バリアフリー法との整合性確保等）

（４）「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の見直し

　　・平成29年　「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」改正（整備基準見直し、施設名等の情報提供　等）

２　条例の概要

（１）条例の目的（第１条）

・障がい者等（※）が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりを進めること。（※障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児同伴者等で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受ける者）

（２）県の責務（第３条）

　　・市町村と連携、協力し、バリアフリーの街づくりに関する施策を策定、実施すること。

・設置、管理する県民利用施設について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮し整備を進めること。

（３）事業者の責務（第４条）

・県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力すること。

　　・設置、管理する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、整備に努めること。

（４）県民の責務（第５条）

　　・県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力すること。

・障がい者等の移動や施設等の利用に協力するよう努めるとともに、利用の妨げとなる行為をしないこと。

（５）条例の対象施設　（第２条）

　　　公共的施設、道路、公園、公共車両、住宅

公共的施設、道路、公園については、施設を障害者等が安全・快適に利用できるよう、構造及び設備の整備に関する基準（整備基準）を定めている。

（６）施設等の整備について（第３章・自主条例部分）

　　　　整備基準の内容や遵守義務、新築等における事前協議制度について規定している。

法令より高い水準を設定し、誘導的な性格を有しており、罰則等の強制力を設けていない。

ア　整備基準として定める内容（第12条）

（ア）車椅子使用者等が通行できる幅員の確保

（イ）車椅子使用者等が通行できる傾斜路の設置

（ウ）滑りにくい踏面、床面等とするための措置

（エ）階段等への手すりの設置

（オ）障がい者等の利用に配慮したエレベーター、便所及び駐車場の設置

（カ）視覚障害者誘導用ブロックの敷設等障害者等の利用に配慮した誘導又は案内の表示

（キ）以上のほか、障害者等の利用に配慮すべき事項

イ　整備基準の遵守義務（第13条）、既存施設の整備（第14条）

　　　　公共的施設、道路、公園の新築等をしようとする者には整備基準の遵守義務が、既存施設の設置管理者には、整備基準にそった整備の努力義務がそれぞれ課せられる。

　　ウ　適合証　（第16条）

　　　　施設を整備基準に適合させた場合には、適合証の交付を申請することができる。

エ　事前協議（第17条）

　　　　公共的施設のうち規則で定めるもの（指定施設）の新築等をしようとする者は、その計画について、あらかじめ知事と協議（事前協議）をしなければならない。整備基準に適合しない場合には知事は必要な指導又は助言を行うことができる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事前協議書

事前協議窓口

・土木事務所

・特定行政庁

事業者

　　　　　　　　　　　　　　　　指導、助言、勧告、氏名公表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公共的施設のうち事前協議対象施設 | | |
| 〈規模要件無し〉  官公庁、教育文化施設、医療施設、福祉施設、公共事業所、金融機関、交通機関、公衆便所、地下街等 | 〈200㎡以上〉  店舗等 | 〈500㎡以上〉  駐車場、公衆浴場 |
| 〈300㎡以上〉  興行遊興施設 | 〈1000㎡以上〉  共同住宅、事務所、宿泊施設、運動施設、展示施設、工場、複合用途建築物 |

（７）バリアフリー法に基づく規定（第４章・付加条例部分）

建築確認審査の対象施設の追加、規模の引下げ、整備基準の付加について定めている。基礎的な水準での整備を義務づけるものであり、強制力を有する。

ア　対象とする施設の追加（第29条）

法で整備を義務づける施設に、次の施設を追加している。（仮設建築物は除く）

（ア）学校

（イ）共同住宅

（ウ）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

イ　対象とする建築の規模の引下げ（第30条）

新築、増築、改築を行う場合について、対象床面積（増築又は改築の場合は当該増築又は改築に係る部分）を2,000㎡以上から次に定める床面積に引き下げている。

（ア）500㎡以上とするもの

学校、病院、老人ホーム、福祉施設（保育所、児童福祉施設等）、集会場、飲食店、百貨店、公衆浴場　等

（イ）1,000㎡以上とするもの

劇場、ホテル又は旅館、体育館　等

ウ　整備すべき基準（建築物移動等円滑化基準）に付加する事項（第31条）

次に掲げるものを整備すべき基準に付加している。

　　（ア）視覚障がい者が利用するものに限らず、階段の下りの始まる部分には点状ブロックを敷設すること。

　　（イ）視覚障がい者が利用するものに限らず、階段の踊り場には、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除き、点状ブロックを敷設すること。

　　（ウ）主たる階段のうち１ヶ所以上は、踊場に手すりを設け、回り階段としないこと。

　（エ）階数が４以上の共同住宅にあっては、道等及び駐車場から各住戸までの経路を、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）とすること。

　（オ）移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。

　　　 ・直接地上へ通ずる出入口の幅は90cm以上

　　 　・敷地内の通路の幅は140cm以上

エ　基準の緩和（第32条）

　　　　条例で付加する施設等について、次の整備の義務付けを免除する。

　（ア）床面積の合計が1,000㎡未満の施設における、エレベーターの設置を免除

　（イ）幼稚園及び保育所における、オストメイト対応設備の設置を免除

オ　制限の緩和（第33条）

　　　　この条例と同等以上の効果が得られる場合や、一般的にバリアフリー化を求めることが必要でない施設の場合、敷地の状況等からこの章の規定による整備が出来ない場合で、知事が認めた場合には、この章の規定は適用しない。（特殊な事例を前提とする）

カ　適用除外（第34、35条）

　　　　独自の条例を有する横浜市及び川崎市については、本条例は適用除外としている。

また、別に条例で整備基準が定められている特定道路及び特定公園施設の整備については、本条例は適用除外としている。

３　「条例見直し要綱」に基づく条例の見直し結果等

資料２　参考

Ｒ３第３回定例会常任委員会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条例の見直し結果概要 | | |
| 条例名 | | 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 | | | |
| 条例番号 | | 平成７年神奈川県条例第５号 | | | |
| 所管室課 | | 福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課・県土整備局建築住宅部建築指導課 | | | |
| 条例の概要 | | 障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務、県の基本方針並びに施設等を障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定めている。 | | | |
| 検  討 | 視　　点 | 検　　討　　内　　容 | | | |
| 必要性  現在でも必要な条例か。 | 本条例は、バリアフリーの街づくりを進めるため、県等の責務や基本方針を定め、施設整備における整備基準の遵守を課すに当たっての基本的な必要事項を定めたものである。  超高齢社会が進展する中、移動困難者の増加に対応した街づくりや障がい者等の社会参加をさらに進める必要性、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など関係法令の整備状況及び「ともに生きる社会かながわ憲章」をはじめとした県施策の方向性など社会情勢の変化を踏まえ、適切な施設整備等を進めることにより高齢者、障がい者等の円滑な移動や社会参加を実現しようとする本条例は、共生社会の実現に向けて、引き続き必要である。 | | | |
| 有効性  現行の内容で課題が解決できるか。 | 本条例はバリアフリーの街づくりを進める上で、公共的施設等の新築等を行う際の整備基準の遵守を規定するなど、高齢者や障がい者等の社会参加を図る上で有効であるが、社会情勢の変化等を踏まえ理念の強化を図る必要がある等、課題があり、今後、関連施策とも連携し、より有効に取組を進めるために、条例の目的として、誰もがその人らしく生き、安心して暮らすことのできる共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、改正の検討を行う必要がある。  また、規則で定める整備基準等も、社会状況の変化を踏まえ改正等の検討を行う必要がある。  さらに、取組に当たっては、バリアフリーの街づくりの理念の一層の普及を進めるとともに、施設の計画段階からの当事者の参加や、施設の円滑な利用といった視点も考慮し、これらの一連の改正等を通して、より有効で、きめ細かく適正な対応が普及するよう、バリアフリーの街づくりを進める必要がある。 | | | |
| 効率性  現行の内容で効率的といえるか。 | 県民の利便性向上や、事業者や市町村の効率的な事務運営の観点から、条例に基づく事務を特定行政庁に移譲するなど、県・市相互の連携・協力により効率的に運用している。 | | | |
| 基本方針  適合性  県政の基本的な方針に適合しているか。 | 本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の主要施策の政策分野「健康・福祉」における施策体系「ともに生き支え合う地域社会づくり」に適合している。  また、「かながわSDGs取組方針」において取り組む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けても、本条例に基づきバリアフリーの街づくりを進めていくことは重要である。 | | | |
| 適法性  憲法、法令に  抵触しないか。 | 県民及び事業者の責務や事業者の義務を課すなどの規定を有するが、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。 | | | |
| その他 |  | | |  |
| 見直し結果 | １　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。  ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。  ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。  ４　改正及び運用の改善等を検討する。  ５　廃止を検討する。 | | | 理　由　等 | |
| 条例の目的として共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、改正の検討を行うとともに、整備基準等についても、その内容や運用がより実態に即したものとなるよう、運用の改善等の検討を行う必要がある。 | |

５　「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の一部改正について

資料２　参考

Ｒ４第２回定例会 厚生常任委員会

(1)　経緯

県では、障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、社会に参加

することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県

民の責務、県の基本方針並びに施設等を障がい者等が安全かつ快適に

利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定

めた「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」（以下「条例」

という。）を平成８年４月に施行した。

条例について「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直

し作業を行ったところ、超高齢社会の進展や、関連法である「高齢者、

障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正など、社会情

勢の変化や関係法令の動向等を踏まえ、関連施策とも連携してより有

効に取組を進めるため、共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、

改正を検討する必要があるという結果であった。

そこで、次のとおり改正を検討する。

(2)　改正の方向性

ア　施設利用に必要となる支援の明確化

障がい者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、ハードとソフ

ト両面の対応が求められることを明確化する。情報の提供など、必要

となる支援の提供について追記する。

イ　当事者等の参画

施設整備の計画段階から、障がい者等を含む多様な関係者の参画を

得て整備を行っていくことを明記する。

ウ　関係法令の改正に伴う規定の整理【県土整備局所管】

・　建築基準法改正に合わせ、既存建築物の一時的な用途変更につ

いて適合義務の対象外とする。

・　認定こども園法改正により、「幼保連携型認定こども園」が位

置付けられたことにより、所要の改正を行う。

(3) 今後のスケジュール

令和４年９月　第３回県議会定例会に条例改正議案を提出

整備基準見直し検討会議 想定スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月 | | 内容（予定） |
| 令和４年度 | ８月 | 第１回整備基準見直し検討会議（８月12日(金)）  ・基準の内容について  ・基準の運用について |
| ９月 | 検討作業  ・他自治体照会  ・関係団体(当事者/事業者)ヒアリング  ※必要に応じ実施 |
| 10月 | 第２回整備基準見直し検討会議（10月18日（火））  ・基準の内容について  ・基準の運用について |
| 11月 | 検討作業 |
| 12月 | 第３回整備基準見直し検討会議（12月）  ・整備基準改正案まとめ  〇パブリックコメント（12月～１月） |
| １月 | ・ガイドブック版下修正作業  （１月～）  ・改正規則の周知…資料配布、HP掲載等(４月～)  ・ガイドブック完成 |
| ２月 | （政策法務課へ内申）  〇最終調整 |
| ３月 | 〇整備基準改正起案・決裁  規則改正  （施行日別途調整） |
| 令和  ５  年度 | ４月  10月 | 周知期間  改正規則施行 |

※　今後変更となる場合があります。

※　見直し案検討にあたっては、特定行政庁や土木事務所の担当者に随時意見照会を行うとともに、必要に応じて会議や打ち合わせを行います。